

# 熊本県公報

第 1 1 1 4 7 号  
平成 16 年 7 月 21 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 1
- 保安林の指定の解除……………(森林保全課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 1
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 2
- "……………( " ) 2
- 道路の供用開始……………( " ) 2
- "……………( " ) 3
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る区域の決定……………(市町村総室) 3
- 熊本県中小企業無担保クイック融資資金融資制度要項……………(経営金融課) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定……………(交通安全・青少年課) 5

**公 告**

- 団体営土地改良事業の工事完了……………(農村計画課) 5
- 熊本県病院事業業務状況の報告……………(精神保健福祉課) 5
- 建設業法第 29 条の 2 に基づく監督処分……………(監理課) 14
- 地方卸売市場の休止及び卸売業務の休止の届出……………(農業団体金融課) 14
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 14
- 道路の位置指定……………( " ) 15
- "……………( " ) 15

**登 載 依 頼**

- 一般競争入札公告(交通規制広報チラシの朝刊新聞折り込み)……………(警察本部) 15
- 熊本県保健医療推進協議会の会議の開催……………(熊本県保健医療推進協議会) 17

## 告 示

### 熊本県告示第 767 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成16年7月21日

熊本県知事 潮谷 義子

#### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
(株)クリスタル介護センター 神水サービスセンター 熊本市神水一丁目3番13号 Uビル3階	株式会社クリスタル介護センター	平成16年7月2日

### 熊本県告示第 768 号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により次のように保安林の指定を解除する。  
平成16年7月21日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字下内野字猪ノ来迫305の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び天草地域振興局並びに五和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第 769 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業

所を次のとおり指定した。

平成16年7月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 白い花 熊本市二本木三丁目3-1	有限会社 パーティーフレン ズ 白い花	平成16年7月12日

熊本県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年7月21日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	大多尾 新合線	天草郡河浦町大字立原字大久保 1132番1地先から 同 所 同 字 1058番1地先まで	前	4.4 ～ 6.4	126.1	単交安
			後	6.4 ～ 12.4		

2 区域変更する期日 平成16年7月21日

熊本県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年7月21日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年7月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	河内 矢部線	上益城郡清和村大字郷野原字南轟木 260番7地先から 同 所 大字井無田字轟木 1175番7地先まで	前	4.0 ～ 42.2	860.0	緊道整
			後	4.0 ～ 42.2		
				12.2 ～ 100.0	708.0	

2 区域変更する期日 平成16年7月21日

熊本県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年7月21日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	稲佐津留 玉名線	玉名市大字安楽寺字三十六 87番地先から 同所 字前田 148番2地先まで	280.0	河災復緊

2 供用開始する期日 平成 16 年 7 月 21 日

熊本県告示第 773 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 7 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	大 牟 田 荒 尾 線	荒尾市荒尾字中牟田 2045 番 3 地先から 同 所 同 字 2044 番 2 地先まで	80.0	区域編入

2 供用開始する期日 平成 16 年 7 月 21 日

熊本県告示第 774 号

公有水面の埋立によりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨新和町長から届出があった。

平成 16 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
新和町大多尾字前田 3690 の 3 に隣接する無番地（道路）地先並びに 3604 の 41、3604 の 42、3604 の 40、3604 の 39、3604 の 36、3604 の 34、3604 の 55、3604 の 32、3604 の 57、3604 の 58、3604 の 28、3604 の 26、3604 の 25、3604 の 24、3604 の 22、3604 の 20、3604 の 18、3604 の 17、3604 の 16、3604 の 14、3604 の 12、3604 の 11、3604 の 64、3604 の 10 及び 3604 の 9 に隣接する無番地（堤）地先公有水面埋立地 13,012.19 平方メートル	新和町大多尾字前田

熊本県告示第 775 号

熊本県中小企業無担保クイック融資資金制度要項を次のように定める。

平成 16 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業無担保クイック融資資金（通称名：くまもとファイト資金）  
融資制度要項

（目的）

第 1 条 この要項は、中小企業者への無担保・第三者保証人不要による融資を迅速に行うことにより、中小企業者の資金供給の円滑化に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要項において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 3 号に規定する中小企業者をいう。

（取扱金融機関）

第 3 条 この制度の取扱金融機関は、別表に定める金融機関とする。

（融資対象者）